特定建設工事共同企業体協定書

	(目		的)																												
第	1	条		当	特	定	建	設	工.	事	共	同] 企	: 業	[]	≠ /3	ţ,	春	日	部	市	発:	注し	こも	系る	<u>庄</u>	: 禾	日消	肖防	署	大	規	模
	改	修	工.	事	を	共	同	連	帯	L	て	施		す	3	; <u> </u>	と	を	目	的	と -	す	5.										
	(名		称)																												
第	2	条		当	特	定	建	設	工.	事	共	同	企	: 業	包	★ / 3	ţ,					•					_ 集	寺 뒸	三建	設	七	事	共
	同	企	業	体	()	以	下	Γ	企	業	体		と	\ \	う) 。)	と	称	す	る。	,											
	(事	務	所	Ø j	所	在	地)																								
第	3	条		当	企	業	体	は	` =	事	答,	折	を																	(にも	置く	. 0
	(成	立.	及	びり	解	散	の	時	期)																						
第	4	条		当	企:	業	体	は	`					_年	<u> </u>		_月			. 日	に、	成	<u>1</u>	∠、	芽	第 1	弅	€ 13	二規	定	ごす	る	工.
	事	0	請	負	契	約	0)	履	行	後	1	2	月	を	~ 彩	圣证	見す	つる	ま	で	0)	間	は角	解 背	汝す	つる	,	_ }	こが	で	き	な	い
2		前	項	0)	存	続:	期	間	は	`	構	成	員	. 全	注	₫ O.	同	意	を	得	て	`	こえ	ιż	と延	E 長	:す	トる	5 C	لح	が	で	き
	る	0																															
3		当	企	業	体	は、	, 5 5	第 [1 🕏	条し	こす	規	定	す	る	エ	事	を言	青り	ナ負	負う) _	. と	が	で	き	な	か	つて	た。	ځ ځ	きに	t,
	前	2	項	0)	規	定	に	カゝ	か	わ	5	ず	` `	計	ii	亥 ユ	_ 事	ドに	係	る	請	負:	契糸	付え	ジ 絹	育結	ن أ	5 X	した	. 日	に	解	散
	す	る	£	0)	と,	す	る	0																									
	(構	成	員	Ø j	所 7	在	地	及	び	名	称	:)																				
第	5	条		当	企;	業 ′	体	(T)	構	成	員	は		次	$\mathcal{O}_{\mathcal{I}}$) と	お	り	ک	す	る。	,											
			所		在	=		地																									
			商	号	又(は	名	称																					_				
			所		在	=		地																									
			商	뭉	又	は	名	称																					_				
			所		在	=		地																									
			商	뭉	又	は	名	称																					_				
	(代	表	者	Ø 2	名	称)																									
第	6	条		当	企;	業 /	体	は	` -																		を	代	表	者	- ح	する	·) 。
	(代	表	者	Ø 7	権	限)																									
第					企																												
	を	代	表	し	て	` .	発	注	者	及	び	監	督	官	广,		: 折	衝	す	る	権	限 :	並て	ドし	こÉ	12	0) 名	3 義	を	: b	つ	て

請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属す る財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該工事につい て、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わら ないものとする。

商号又は名称	%
商号又は名称	%
商号又は名称	0/0

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して 評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行に関し、連帯 して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、______銀行_____支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算 するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合 により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ当企業体が第1 条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合に おいては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の 出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残 存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割 合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決 算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱 退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行

わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合に おいては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

-		<u>外</u>	_社は、	上記	のとお	り 	
	特定建設工事共同企業体協定を	締結し	たのて	ぎ、そ	の証拠	とし	てこの協
定書	通を作成し、各通に構成員が記	名捺印	し、各	自所	有する	もの	とする。

年 月 日

住 所

代表構成員 商号又は名称

代表者氏名

印

住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者氏名

印

住 所

構 成 員 商号又は名称

代表者氏名

印

記載例

合は、営業所名等まで記載し

てください。

特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当特定建設工事共同企業体は、春日部市発注に係る<u>OOOO</u>工事を共同連帯して施工することを目的とする。

(名 称)

第2条 当特定建設工事共同企業体は、<u>OO・□□</u>特定建設工事共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

- 第3条 当企業体は、事務所を<u>埼玉県春日部市〇〇〇〇〇〇〇</u>に置く。 (成立及び解散の時期)
- 第4条 当企業体は、<u>令和〇〇</u>年<u>〇〇</u>月<u>〇〇</u>日に成立し、第1条に規定する工事の請負契約の履行後12月を経過するまでの間は解散することができない。
- 2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

(構成員の所在地及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地 *埼玉県春日部市〇〇〇〇〇*

商号又は名称 〇〇〇〇株式会社 〇〇支店

所 在 地 <u>埼玉県春日部市口口口口口口口</u>

商号又は名称 株式会社口口口口

所 在 地

2社JVの場合は、空欄としてください

商号又は名称

(代表者の名称)

- 第6条 当企業体は、<u>OOOO株式会社 OO支店</u> を代表者とする。 (代表者の権限)
- 第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称OOOO株式会社OO支店OO%商号又は名称株式会社ロロロロロロ%商号又は名称2社JVの場合は、空欄としてくださ%

2 金銭以外のものによる出貨については、時価を参酌の上構成員が協議して 評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する工事の請負契約の履行に関し、連帯 して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、<u>OOO</u>銀行<u>OOO</u>支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する工事の完成後当該工事について決算 するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合 により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(工事途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ当企業体が第1 条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合に おいては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の 出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残 存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割 合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決 算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱 退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行

わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合に おいては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(解散後の契約責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、第1条に規定する工事につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

<u>OOOO株式会社 OO支店</u>外<u>1</u>社は、上記のとおり<u>OO・□□</u>特定建設工事共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 **2** 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所有するものとする。

年 月 日

住**埼玉県春日部市〇〇〇〇〇〇〇〇〇**代表構成員商号又は名称**〇〇〇〇株式会社〇〇支店**代表者氏名**〇〇〇〇**印

住所構成員商号又は名称代表者氏名

2社による特定JVとなる場合は、こ こは空欄となります。

印